

別表 父又は母が障害の場合

- ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑩ 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するもの
- ⑪ 傷病が治らないで、身体の機能または精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視または介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの(※)

(備考)
 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
 ※厚生労働大臣が定めるものとは、当該障害の原因となった傷病につき、初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6ヶ月を経過しているものをいう。

問い合わせ先

- 豊岡市役所こども支援課** ※新規申請窓口
 〒668-8666 豊岡市中央町2-4 TEL0796-21-9038(直通)
- 城崎振興局 市民福祉課**
 〒669-6195 豊岡市城崎町桃島1057-1 TEL0796-21-9066(直通)
- 竹野振興局 市民福祉課**
 〒669-6292 豊岡市竹野町竹野1585-1 TEL0796-21-9074(直通)
- 日高振興局 市民福祉課**
 〒669-5391 豊岡市日高町祢布920 TEL0796-21-9055(直通)
- 出石振興局 市民福祉課**
 〒668-0292 豊岡市出石町内町1 TEL0796-21-9027(直通)
- 但東振興局 市民福祉課**
 〒668-0393 豊岡市但東町出合150 TEL0796-21-9033(直通)

ひとり親家庭の方等のさまざまな悩み事について、相談の窓口を設置しています。生活・就労・進学資金の貸付など、母子・父子自立支援員にご相談ください。



【2024年度版】

児童扶養手当のてびき



★ 認定請求にかかる提出物

1	戸籍謄本 ・ 児童を入籍している場合 … 請求者の戸籍謄本 1通 ・ 児童を入籍していない場合… 請求者の戸籍謄本 1通 対象児童の戸籍謄本 1通 ・ 外国籍の方の場合…受給資格を明らかにできる書類（翻訳付）	★ 交付後1ヵ月以内のもの ★離婚の場合は、 離婚日の記載 があるか確認してください。 (記載がない場合、記載のある戸籍謄本の提出も必要です。)
2	個人番号がわかる書類（マイナンバーカードなど） ・ 請求者、対象児童、扶養義務者(※)、請求者の配偶者	※扶養義務者とは、請求者と生計を同じくしている直系血族もしくはは兄弟姉妹をいいます。
3	健康保険証 ・ 請求者、対象児童	
4	預金通帳	本人名義、普通預金のもの
5	年金手帳	
6	養育費に関する取り決め書	調停調書、離婚協議書等
7	住宅の契約書等	扶養義務者名義の住居に同居している場合は不要
8	請求者・児童が公的年金等受給している場合 ・ 年金証書、年金額改定通知書、公的年金給付等受給証明書等	
9	請求者・児童が外国籍の場合 ・ 在留カード	
<p>★受給資格の確認のため、上記以外の書類等の提出をお願いすることがあります。</p> <p>★健康保険証の手続き等により、すぐに揃わない書類がある場合は、ご相談ください。</p> <p>★申請の際に、担当者が不在でご迷惑をおかけする場合がありますので、事前予約をおすすめします。</p>		

【このような場合は受給できません】

- ・ 入籍していなくても、社会通念上、異性と「婚姻関係と同様」の状況にあると判断されるとき。
- ・ 児童が、請求者以外の方（元配偶者等）に扶養されていると判断される時。

【注意】

- ・ 状況により、申請後または認定を受けた後に、実態調査をすることがあります。



豊岡市



児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために手当を支給する制度です。

児童の父又は母、父又は母にかわってその児童を養育している人に支給されます。父又は母に極めて重度の障害がある場合にも支給されます。

1 対象となる児童

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、

または、20歳未満で心身に中度（特別児童扶養手当2級に該当する程度）以上の障害がある児童が、

次のいずれかに該当するとき

- ①父母が離婚した後、父（母）と生計を同じくしていない児童……………離婚
- ②父（母）が死亡した児童……………死亡
- ③父（母）が重度の障害の状態（別表を参照）にある児童……………障害
- ④父（母）の生死が明らかでない児童……………生死不明
- ⑤父（母）に1年以上遺棄されている児童……………遺棄
- ⑥父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童……………保護命令
- ⑦父（母）が引き続き1年以上拘禁されている児童……………拘禁
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童……………未婚
- ⑨母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童……………その他

2 支給されない場合

1に該当しても次にあてはまる場合には手当は支給されません。

- ①手当を受けようとする人、対象となる児童が日本に住んでいない場合
- ②児童が児童福祉施設（母子生活支援施設・保育所・通園施設を除く）などに入所している場合
- ③児童が里親に委託されている場合
- ④対象となる児童が父又は母の配偶者（内縁関係、同居など婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む）に養育されている場合

【注意】

■公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償）を受けられる場合は、手当額を調整する必要がありますので、必ずお届けください。

■手当を受ける資格がなくなったにもかかわらず届け出をしないまま手当を受け取っていると、資格がなくなった月の翌月分からの支給した手当の総額を返還していただくとともに、罰せられることがあります。

【罰則】偽り、その他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

4 手当の額（月額）

所得により、手当は、右の表のいずれかの額になります。

1～10月分の手当額は、前々年分所得の額により決まります。

11・12月分の手当額は、前年分所得の額により決まります。

なお、支給開始から5年または支給要件を満たしてから7年経過したときは、受給している手当額の最大半額が減額となります。

【手当額】 (2024年4月)

区分	児童1人	児童2人目の加算額	児童3人目以降の加算額(1人につき)
全部支給	45,500円	10,750円	6,450円
一部支給	45,490円～ 10,740円	10,740円～ 5,380円	6,440円～ 3,230円
全部停止	0円	0円	0円

5 所得の制限

受給者本人とその扶養義務者の所得（★）が、右の表の所得制限限度額以上であるときは、手当の一部または全部が支給されません。

なお、認定を受けた後は、毎年8月の現況届で前年分所得を確認することにより、11月分から翌年の10月分までの手当額を決定します。

★所得の額の計算方法

所得＝税法上の所得＋養育費の8割－各種控除の額

※各種控除については、①の表を参照。

【所得制限限度額】 (単位：円)

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人目以降	※1人増えるごとに38万円加算		

※扶養親族等の数は税法上の人数です。各種加算（②の表を参照）がつく場合があります。

※扶養義務者等とは、孤児等の養育者、受給者の配偶者及び扶養義務者のことを示しています。

一部支給の手当額の算出 所得額に応じ、次の算式により、手当月額が決まります。

$$\text{手当月額} = 45,490 \text{円} - (\text{受給者本人の所得額} - \text{所得制限限度額(全部支給)}) \times 0.0243007 + 2 \text{人目加算額} \textcircled{3} + 3 \text{人目以降加算額} \textcircled{4} \text{ (10円未満四捨五入)}$$

3 認定・支給の方法

豊岡市子ども支援課で認定の請求手続きをしてください。

市長の認定を受けることにより手当が支給されます（認定まで約2週間前後かかります）。認定されると、請求した月の翌月分から手当が支給されます。

また、認定を受けた後も、手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するため、毎年1回、8月に現況届の提出が必要です。

手当は、支給月の15日に、指定の金融機関の口座に振り込まれます。支給日が土曜日、日曜日または休日のときは、その直前の日曜日等でない日となります。振込通知書はありません。

2024年度の支給日

支給日	支給対象月
5月15日	3月・4月
7月12日	5月・6月
9月13日	7月・8月
11月15日	9月・10月
1月15日	11月・12月
3月14日	1月・2月

① 所得への加算額・控除額

税法上の所得から次の額を加算又は控除します。

区分	加算額
養育費※受給者で父又は母の場合のみ	8割
区分	控除額
一律控除	8万円
給与所得または公的年金に係る控除	10万円
障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
勤労学生控除	27万円
配偶者特別控除	地方税で控除された額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金	
雑損控除	
公共用地取得による土地代金等にかかる特別控除	免除に係る所得の額
肉用牛の売却による事業所得	
〔受給者が母以外の場合のみ〕	
寡婦控除	27万円
〔受給者が父又は母以外の場合のみ〕	
ひとり親控除	35万円

② 所得制限限度額への加算額

扶養親族等が、次に当てはまる場合は、所得制限限度額に次の額を加算します。

区分	加算額
〔受給者本人〕	
特定扶養親族又は控除対象扶養親族(16歳～22歳の扶養親族)	1人につき 15万円
老人控除対象配偶者(70歳以上の対象配偶者)	1人につき 10万円
老人扶養親族(70歳以上の扶養親族)	
〔扶養義務者等〕	
老人扶養親族(70歳以上の扶養親族)	1人につき 6万円
※扶養親族がすべて70歳以上の場合は1人を除く。	

③ 2人目加算額 10,740円－（受給者所得額－所得制限限度額(全部支給)）×0.0037483

④ 3人目以降加算額(1人につき) 6,440円－（受給者所得額－所得制限限度額(全部支給)）×0.0022448